

《公開用感染制御相談事例集(Q&A)》

相談事例 No.8

区分 感染症別の対策(ノロウイルス感染症)

【質問】

栄養室の職員がノロウイルス感染症に感染した場合に就業制限をどのように行えばよいでしょうか？

【回答】

栄養室の職員がノロウイルス感染症に感染した場合の就業制限については、特に法的な規制はありません。ただし、関連する通知として、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」(最終改正:平成25年2月1日付食安発0201第2号)があり、Ⅱ(重要管理事項)の5.(その他)の(4)(調理従事者等の衛生管理)④において、次のように示されています。

「下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者等については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された調理従事者等は、リアルタイムPCR法等の高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えるなど適切な処置をとることが望ましいこと。」

そこで、就業制限については、「嘔吐・下痢といった症状がある場合は、他の職員への伝播の危険性があるため休暇させ、目安として症状消失後48時間以降に就業させるようにする。ただし、ノロウイルスが陰性と確認されるまでの間は、①食品に触れる業務は行わないこと、②トイレは別にすること、③手洗いを徹底すること」といったことを中心に対応をご検討いただきたいと思います。

なお、症状消失後のノロウイルス検査については、回数が明確に示されたものはありませんので、1回の陰性確認でよいと考えます。

ただし、リアルタイムPCR法などの高感度の検便検査では、1カ月間程度の期間において陽性になる可能性もあるため、実施する時期を考慮しないと、何度も再検査が必要になることがありますので注意してください。